

令和2年9月25日

## 第140回 遠野市農業委員会総会議事録

## 第140回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和2年9月11日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第13号  
会議年月日 令和2年9月25日  
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール  
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、  
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、  
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、  
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、17番 奥寺晴夫、  
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義  
欠席委員 16番 小向幸子

会議に出席した職員 事務局次長兼 農業振興係長 菊池 今英  
農地係長 多田 由香子

本日の案件 第140回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告  
について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第34号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決  
定について  
議案第35号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決  
定について  
議案第36号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について  
議案第37号 遠野市農地利用最適化推進委員の委嘱について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を12番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は18名です。定足数に達しましたので、第140回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、16番、小向幸子委員からは欠席の届出があり、また、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告いたします。</p>
議	長	<p><b>【会長報告】</b>  続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思ひます。  8月26日、市勢振興功勞者、●●●●●氏の火葬に参列してございます。  9月1日から17日、令和2年9月遠野市議会定例会。1日が開会、7日と8日が一般質問、17日が閉会と参加してございます。  9月16日、市勢振興功勞者、●●●●●氏の火葬に参列してございます。  以上です。</p>
議	長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  続いて、今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局次長に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>それでは、事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思ひます。  8月26日、令和2年度農地パトロール、小友地区の追加分の調査を実施いたしました。  8月28日、土淵地区農地利用最適化推進委員の欠員補充受付締切日でした。  9月2日、令和2年度第3回農業委員会だより編集委員会議を開催しました。  9月9日、第1回遠野市農地利用最適化推進委員選考委員会を開催しております。  9月10日、農地法等申請締切日でした。  9月16日、農地転用等現地確認調査を実施しております。市内5地区で実施しております。  9月17日、農業委員会だより「遠野盆地」No.30を発行、全戸配布しております。  9月23日、第6回運営委員会を開催しました。  本日ですが、第140回総会を開催しております。このあとですが、農地利用最適化推進委員辞令交付式を予定しております。  9月26日以降の主な行事予定です。  10月1日、市制施行15周年記念功勞者表彰式が市民センター大ホールで開催されます。当委員会からは古屋敷委員、綱木委員が表彰されます。会長出席予定となっております。  10月1日、第12回遠野市農林水産振興大会の地区協議会が市内9地区で予定されております。  10月12日、農地法等申請締切日となっております。  10月15日、アスト通信、農地相談会を内容とするものですが、収録を予定しております。関係する委員さんには後日ご連絡を差し上げたいと思ひます。  10月16日、農地転用等現地確認調査。予備日は17日、月曜日を予定しております。  10月21日、アスト通信、農地相談会のお知らせ放送日となっております。  10月22日、第7回運営委員会を開催予定としております。  10月26日、第141回農業委員会総会。会場はあえりあ遠野交流ホールを予定しております。総会終了後、第2回検討会開催を予定しております。  10月中旬頃ですけれども、遊休農地解消活動としてエゴマ刈り取り作業を予定して</p>

	<p>おります。</p> <p>11月2日から9日まで、市内9地区で令和2年度農地相談会を予定しております。</p> <p>11月11日、岩手県農業委員会大会は今年度コロナの感染拡大防止のため中止となりますが、例年、農業委員会大会のあとに開催されております特別研修の部分だけ、研修会は開催するというので、今のところの情報ですけれども、午後の時間帯の内2時間、講演とディスカッション、委員定数の3分の1から4分の1の規模で開催予定となっております。詳細が入りましたらお知らせしたいと思います。</p> <p>11月26日、第12回遠野市農林水産振興大会、午後1時30分から午後3時30分、会場はあえりあ遠野交流ホール、今年度は小規模で開催する予定となっております。</p> <p>報告は以上です。</p> <p><b>【報告事項】</b></p>
議 長	次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分等の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。
農 地 係 長	<p>1ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分等の報告についてであります。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分しましたので同条第3項の規定により報告いたします。</p> <p>番号1番から4番につきまして、取得者はいずれも死亡者の息子さん及び娘さんとなります。取得された農地につきましては、いずれも自己耕作ということになります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>報告第2号です。農地法第18条第6項の規定による通知についてであります。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されましたので報告いたします。</p> <p>番号1番につきましては、売買するために解約するものであります。この他にも契約している部分がありますが、今回は一部解約という内容となっております。この件につきましては何ら問題なく合意解約したという報告であります。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局に報告をいたさせたことに質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結します。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己または同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないこととなっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に 13 番、鬼原壽一委員、14 番、田中ナオ子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農地係長		<p>3 ページ、4 ページになります。第 140 回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第 3 条、今月はございません。</p> <p>利用集積、今月は申請ありませんでした。</p> <p>法第 4 条、今月計 1 件、593 m<sup>2</sup>。</p> <p>法第 5 条、今月計 3 件、4,727 m<sup>2</sup>。</p> <p>適用外、今月計 4 件、840 m<sup>2</sup>。</p> <p>法第 18 条第 6 項、今月計 1 件、339 m<sup>2</sup>。</p> <p>以上となります。</p>
議	長	<p>【日程第 2】</p> <p>次に日程第 2、議案第 34 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。なお、議案の朗読は省略し、直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>5 ページです。議案第 34 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 4 条第 2 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号 1 番、申請人は、自己所有林の伐採木の搬出作業のための木材置場及び薪置場として転用しようとするもので、追認案件であります。今年の農地パトロールで、申請地が木材置場として使用されていたため、農地転用の指導を行い、今回申請が出されたものです。申請地は令和元年 5 月から木材置場として使用しており、第 2 種農地と判断いたしました。申請地は自己所有地であり、山林に接し、伐採木の搬出作業に最も適しており、また、木材の搬出作業後は薪置場として使用したい考えであり、申請人の実家に近く利便が良いことから他に替え得る土地はなく、第 2 種農地の不許可の例外である代替性に該当し、許可できるものと判断しました。申請人は顛末書を提出し深く反省しており、悪意性はなく、当時事前に申請していれば許可できたものと思われま</p> <p>以上、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員をお願いします。</p>
推進委員		<p>●●地区担当、菊池です。現地は■■■■■から約 2 キロ後ろの方に、山沿いに入った場所です。昨年くらいから伐採を始めた様子が見られました。農地とは分からずに木材を置いていたということです。現地を確認した結果、木材は少量で、適正に管理していたということを確認しました。以上です。</p>
議	長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 34 号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第 3】      続いて日程第 3、議案第 35 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係長		<p>6 ページです。議案第 35 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第 5 条第 3 項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p>
		<p>番号 1 番、売買による、土木工事用重機及び資材置場の整備を目的とする転用であります。申請人は、事業拡大に伴い重機及び資材置場が手狭となったため、申請地を購入し、重機及び資材置場を整備するものであります。申請地は休耕中の畑で、市道に接しており、必要な広さを確保できることから、適地として選定したものです。申請地は都市計画法上の用途地域内の農地であり、第 3 種農地と判断しました。第 3 種農地は原則許可しうるものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されるものです。</p>
		<p>番号 2 番、賃貸借による、■■■■■■■■■■を目的とした転用です。申請人は岩手県内、一関市、北上市、花巻市で事業の拡大を図っており、稼働済みの■■■から近い場所にある遠野市での事業を検討していたところ、貸人の■■■■■による農地の有効利用の意向と合致し今回の申請が出されたものです。場所の選定にあたり、●●●及び隣接地の原野と合わせ十分な面積を確保できることから、適地として選定したものです。申請地は第 1 種農地、第 3 種農地に区分されない第 2 種農地ではありますが、土地の立地条件から他に替え得る土地がなく、第 2 種農地の不許可の例外である代替性に該当し許可できるものと判断しました。被害防除については、敷地に防草シートを設置し除草対策を講じる計画であります。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p>
		<p>番号 3 番、申請人は現在、関連会社から資材及び重機置場を借用しておりますが、手狭となったことから、申請地を購入し資材、重機置場を整備するものです。今回の申請にあたり境界を確認したところ、申請地の一部、30 m<sup>2</sup>が道路であることが判明したため、一部追認として申請がなされました。申請地は休耕中の田で市道に接しており、自社所有地と隣接し、必要な広さを確保できることから、適地として選定したものです。申請地は 10 ha 以上の一団の農地の中に存する農地で第 1 種農地ではありますが、第 1 種農地の不許可の例外である集落接続に該当することから許可できるものと判断しました。一部追認となる部分に関し、申請人が平成 5 年に公衆浴場を建設した際に購入した道路の一部が申請地にかかってしまったものであります。申請人が農地であることを認識せずにこのような結果を招いたことを顛末書で深く反省しており、悪意性はなく、事前に適切に申請していれば許可できたものであります。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しております。</p>
		<p>以上 3 件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>遠野市最適化推進委員の菊池と申します。9 月 16 日に実施した現地確認結果を報告いたします。確認者は農業委員、推進委員、事務局合わせて 7 名で確認いたしました。確認場所は■■■■で、■■■■から約 200m 南に位置したところで、転用には適切であると判断いたしました。以上です。</p>
議	長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>

推進委員	推進委員の菊池です。9月16日に農業委員2名、推進委員1名、事務局3名の計6名で現地を確認いたしました。太陽光発電設置予定地で、事務局の説明のとおり何ら問題ないことを確認いたしました。以上、ご審議よろしく申し上げます。
議長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●の多田です。9月16日、農業委員、推進委員、事務局の計6名で現地確認をいたしました。西中から2、300mほどのところで、前に温泉があったところで、その入り口から少し入った場所です。先ほど事務局が説明したとおりでございますので、ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。
8番委員	確認なのですけれども、2番ですけれども、選定の理由で代替性ということで説明がありましたが、その代替性をもう少し詳しく説明いただきたいと思ひます。ここしかないということ。
農地係長	お答えいたします。この土地につきましては、ここに記載してあります農地2筆と道路を挟んで上の方にあります原野2筆を合わせて4筆の土地で太陽光発電を行うものでありまして、この原野の方について農業振興地域の農用地であったために5月8日付で除外をしております。その原野の部分に近い土地で申請人の所有地である場所はこの申請地しかございませんでしたので、■■■、電柱の近く、そういった部分の土地の立地条件から見て、ここの土地に替え得る土地がないというところの代替性があります。説明は以上です。
議長	河内委員、よろしいですか。
8番委員	はい。
議長	その他、質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第35号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第4】 続いて日程第4、議案第36号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。
農地係長	7ページです。議案第36号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、利用状況につきましては宅地ということで確認いたしました。内容につきましては、昭和22年、23年のカスリン、アイオン台風により甚大な被害を受けた■■の災害復旧工事に伴う河川切り替えで生じた廃川敷地に、昭和41年頃に不法占用により居宅を建築した者が、居宅に隣接する申請地を家庭菜園及び庭として利用し、現在に至ってしまったものです。申請人は平成16年当時、現地確認で畑として利用し

	<p>ているということで登記し、居住者に貸付けしているところですが、今回この方に土地を払い下げるにあたり現在は家庭菜園及び庭として利用されていることから、宅地に地目変更を行うために申請が出されたものであります。</p> <p>番号2番、利用状況は雑種地ということで確認いたしました。平成5年に公衆浴場施設への引き込み道路及び道路維持のための法面を整備し、現在に至ってしまったものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号3番、利用状況については宅地として確認いたしました。昭和50年頃に農業用の小屋を建築し、現在に至ってしまったものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>番号4番は3番と同じ申請人になりますが、申請地につきましては雑種地ということで確認いたしました。内容については、昭和61年に道路拡幅のため用地買収される際に、道端にあった石碑を現在の場所に移設し、現在に至ってしまったものです。当時、農地法の手続きが必要なことを認識していなかったと思われるものです。</p> <p>以上4件について、ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の菊池利男です。9月16日、1時15分から現地確認を行いました。事務局2名、農業委員3名、推進委員2名。事務局の報告のとおりです。終わります。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●担当の多田でございます。16日に農業委員、推進委員、事務局、計6名で現地を確認してまいりました。現地につきましては先ほど報告した、前の温泉の入り口と隣り合わせの場所でございます。先ほど事務局が説明したとおり雑種地として確認いたしました。以上、終わります。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当、菊池です。16日、事務局2名、農業委員1名、推進委員2名。適用外証明ということで2カ所ほど確認してきました。場所は■■■■■から500mくらいです。昭和60年か50年という範囲で建物とか石碑とかありましたが、実際今回それを見ているから何の不審点もないということでしたので、本人が申請しないとわからないというのは改めて感じました。現地は適切に管理されておりました。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたのでこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第5】</p> <p>続いて日程第5、議案第37号、「遠野市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>



事務局次長	<p>8 ページです。議案第 37 号、遠野市農地利用最適化推進委員の委嘱について。次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により承認を求めるものです。</p> <p>住所、遠野市土淵町栃内 9 地割 189 番地。氏名、佐々木哲也。生年月日、昭和 32 年 1 月 19 日。</p> <p>以上、令和 2 年 9 月 25 日提出。遠野市農業委員会会長、千葉勝義。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明のありました、議案第 37 号、遠野市農地利用最適化推進委員の委嘱については人事案件でございますので、質疑を省略し直ちに採決をいたします。お諮りいたします。議案第 37 号、「遠野市農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p><b>【その他】</b> その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
15 番 委 員	<p>最初に説明しました経過報告事項の下の方、現地確認の曜日が間違っているようなので、16 日の木曜日で 17 日が金曜日ということになるのではないかと思います、それでいいですね。</p>
議 長	<p>9 月 26 日以降のですね。10 月 15 日が。</p>
15 番 委 員	<p>16 日が木曜日で 17 日が金曜だと思います。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	<p>再開いたします。</p>
事務局次長	<p>大変失礼しました。予備日が 10 月 19 日の月曜日となります。大変申し訳ございません。修正お願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい。15 番、よろしいですか。</p>
15 番 委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>その他、委員の皆様、ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>事務局から。</p>
事務局次長	<p>事務局から、資料お配りしておりますが、4 点ほどご説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>1 点目が家族経営協定候補者リストアップ結果についてということで、今月第 2 弾になります。先月と今月でリストアップを総会報告しながら、なるべく早く目標達成に向けて活動していこうということでこういった取り組みをしているところですが、</p>

今回、資料は各地区からリストアップしていただいた順番に並べておまして、先月は9番まででしたので10番以降が今回追加になった内容となっております。各地区の皆様にはこのあと素案の作成とか、締結に向けて関係者への働きかけと活動をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目になります。農地パトロールの速報値のお知らせになります。資料は横長の表になりますけれども、今年度7月29日から8月7日ということで各地区お取り組みいただきました。その内容を集計して表にまとめております。①は昨年度まで調査してすでに農地パトロールのリストに載っているということで、今回、①で昨年のあるところを調査していただいたのが表の数値となっております。今回のほとんどの部分は②、新規確認ということになります。A区分が合計●●筆、●●●, ●●●●㎡、B区分が●●●●筆、●●●●, ●●●●筆、合計で●●●●筆、●●●●, ●●●●㎡、①と②の合計が●●●●筆、●●●●, ●●●●. ●●●●㎡となっております。あと、資料としましては昨年度の速報値、それからさらにもう1年前の速報値ということで、参考に2枚プラスしてつけておりますので、各地区でご覧になっていただければと思います。それから文書になりますけれども農地パトロールに関しまして、令和2年度農地パトロール（利用状況調査）・荒廃農地調査実施結果の検討について（お願い）ということで文書をつけております。昨年度と同様ですが、今年度の調査結果を推進班で確認していただきまして、検討メモということで用紙が入っておりますけれども、1枚にまとめていただいて、10月に予定しています検討会で各地区に発表をお願いしたいと思います。B判定で調査をしたけれどもそのとおりということもありますし、A判定の部分は再確認とか検討をお願いしたい部分もあります。あと、地区で、●●●●●●●●ということでこの3年間取り組んでいただきましたけれども、次はこういうふうにとか、さらに取り組みが必要な部分があれば各班でご確認いただければと思います。10月16日までに、現地確認調査の日になっていきますけれども、検討いただいて、そのメモを事務局までご提出をお願いしたいという内容です。事務局で皆様から検討メモをいただきまして、ひとまとめにして、10月検討会の際の資料として作成させていただきたいと思います。皆さんにはこの文書の部分までです。あと班長さんのところに今年の農地パトロールの一覧表とか記録写真とか配布しておりますので、それも利用して各班で検討をお願いしたいと思います。それからあと併せまして、A区分の部分ですけれども各地区の該当する部分だけカラーのA4版で資料お配りしておりました。班長さんの方にはA区分に関係する資料をお配りしておりました。今回、今年度の農地パトロールの検討にあたりまして、A区分というのが昨年とかの部分だけでなく今までの累積で、遠野市農業委員会の活動として、A区分の荒廃農地としてカウントされている農地の内訳になります。なので、解消しようと思ってもなかなか難しいような場所になっているかと思っておりますけれども、その部分ももう1度検討というか確認をお願いしたいと思います。もし、もう解消しているとかいう部分があればお知らせいただきたいと思っております。その検討の中でまとめていただいて、できれば現地確認もしていただければと思います。お取り組みをよろしくお願いいたします。

3点目ですけれども、岩手県農業会議から義援金の関係で、令和2年7月豪雨災害義援金につきましてということで、1口1,000円の取り組みをとということで全国農業会議所の方から出まして、岩手県農業会議から通知が来ておりました。今月の運営委員会で承認をしていただきまして、今年度も昨年度と同様に互助会の方から、皆様からお預かりしている互助会費の方から1人につき1,000円を義援金として支出させていただきます。それのお知らせでございます。

それから4点目です。活動報告書ですけれども、10月分の用紙を封筒に入れて配布しております。文書の中に、これから提出していただく分がある方にはよろしくお願いいたしますということで書き添えておりますけれども、中間の時期になりましたので活動報告書のご提出につきましてもよろしくお願いいたします。

その他4点でした。以上になります。

事務局次長

もう1点です。農地利用最適化の活動計画書の様式を入れておりました。今年度はまだ計画書を作成していただいてなくて、農業会議の方から従来の様式の部分が、2回くらい通知が来て、農地利用最適化マニュアルの再掲載という内容ですけれども、

	<p>先日、岩手県農業会議の三浦部長さんがみえて、講演会の資料にもありましたけれども、新しい様式になっていました。計画して、その内容も書き込むような様式になっておりましたけれども、新しい様式で作成して見ていただきたいと思います。実質化の方はまだ話し合いが、あと11月ころに1回、先ほどあった部分と、このあと11月に予定している内容を書き込んでいただければいいかと思いますが、農地パトロールの部分は取り組みされたことをそのまま書いていただければと思います。あとアンケート調査等で売りたいとか買いたいとか、活動で取り組んでみようかということがあれば書き込んでいただいて、大体仕上がるかと思いますが。今までとちょっと勝手が違う様式ですので分からないこととかありましたら、事務局の方に問い合わせいただきながら作成していただきたいと思います。農地パトロールの検討と併せて作業していただいて、10月16日をめどに作業していただければと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>以上、その他で5点ほど説明ありましたが、質問等ございましたらどうぞ。計画書も実績表も16日までということで。</p>
事務局次長	<p>とりあえず計画書の部分。計画書に実績を書くので、手元に残しながらするような様式に変わっている感じがあるのですけれども、その部分についてできればコピーをして、事務局にお持ちいただければコピーを取ってお返しして、という形で対応したいと思います。ちょっと新しいことなので。</p>
議 長	<p>(1)のアンケート調査っていうのは農家意向調査。</p>
事務局次長	<p>農家意向調査は特にそこに書く項目はないのかなと思います。実質化でも、マスタープランが出来上がった後の実践に則したような様式に変わっていますので、今回埋まらないところは結構あると思います。なので、お取り組みいただいて、分からないところはお問合せいただきながら、と思っていました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>よろしいですか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
議 長	<p>【閉会】 以上をもちまして、第140回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。</p> <p>午後2時53分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>